

「かがわ県産ひのき住宅助成事業」説明会開催のご案内

平成 29 年度より実施している「かがわ県産ひのき住宅助成事業」については、平成 30 年度から助成の対象を拡充して実施いたします。

従来は助成の対象を「県内に自ら居住するために木造住宅を新築する施主」としていましたが、平成 30 年度からは、増築、改築又はリフォームも対象とすることに加え、木造住宅を新築し、モデル住宅として一般に公開する場合は、県内に本社事業所を有する工務店等も対象とします。

つきましては、本事業に関する説明会を次のとおり開催しますので、ご参加を希望される方は別紙の参加申込書により平成 30 年 4 月 12 日（木）までに、ファックス又は Eメールにて、お申し込み下さい。

記

開催日時 : 平成 30 年 4 月 17 日（火） 13 : 30 ~

開催場所 : 香川県庁本館 12 階 第 1・第 2 会議室
(香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号)

申込先・問い合わせ先 : 香川県環境森林部みどり整備課 森林政策グループ
担当 : 富家・國岡
TEL : 087-832-3464 、 FAX : 087-806-0225
E-mail : fz3172@pref.kagawa.lg.jp

平成 30 年度「かが県産ひのき住宅助成事業」事業概要

- 補助対象者 ・ 県内に自ら居住するための木造住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行う施主の方
- ・ 認証ヒノキ材^(※)を使用して木造住宅を新築し、モデル住宅として1ヶ月以上の期間で最低8日間公開する、県内に本社事業所を有する工務店等

※「認証ヒノキ材」とは、香川県木材認証制度運営協議会（以下「協議会」という。）が「香川県産木材認証制度実施要領」に基づいて認証したヒノキ材をいう。

- 補助金額
- 認証ヒノキ材購入助成・・・「認証ヒノキ材」1立方メートルあたり1万円
「認証ヒノキ材」の内装材使用面積1平方メートルあたり3千円
 - 特別加算・・・・・・・・・・内装材を除き15立方メートルを超える「認証ヒノキ材」1立方メートルあたり4万円
 - 展示用品助成・・・・・・・・・・認証ヒノキ材を使用した住宅であることを周知
・PRするための展示用品の作成経費、購入経費、賃料等の2分の1以内

- 上限額
- 認証ヒノキ材購入助成、特別加算及び展示用品助成（モデル住宅の場合のみ）を合わせて、1件あたり50万円

○条件

1. 県内で認証ヒノキ材を使用して木造住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行うこと。
2. 県税の滞納がないこと。
3. 認証ヒノキ材を3立方メートル以上使用していること又は認証ヒノキ材の内装材使用面積が10平方メートル以上であること。
4. 県内に本社事業所を有する業者が施工すること。
5. 申請年度内の3月15日までに、認証ヒノキ材使用部分の施工を完了すること。
＜モデル住宅の場合は次の条件も必要＞
6. 認証ヒノキ材を使用している住宅であることを示し、申請年度の3月15日までに1ヶ月以上の期間で最低8日間モデル住宅として一般に公開すること。
＜特別加算の場合は次の条件も必要＞
7. 県又は協議会が開設する県産木材普及用のホームページ、パンフレット等への住宅写真等の掲載に同意すること。
8. 県又は協議会が行う県産ヒノキのPR事業に協力すること。

「かがわ県産ひのき住宅助成事業」説明会 参加申込書

所 属 (企業名又は団体名等)	氏 名	連 絡 先

※連絡先には当日ご連絡のつく電話番号をご記入下さい。